明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学四）　一
〔省　令〕
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（法務三六）　五
○国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（財務四二）　九
○私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（文部科学二〇）　一四
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令（国土交通六二）　三
〔規　則〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則（個人情報保護委三）　三五
〔告　示〕
○特定個人情報保護評価指針の一部を改正する件（個人情報保護委二）　二六
○特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の一部を改正する告示（同三）　三三
○特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（同四）　四四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四四
特殊法人等
弁理士登録、令和六年度高圧ガス製造保安責任者試験等（経済産業大臣及び都道府県知事が行わせることとした試験）・液化石油ガス整備士試験（都道府県知事が行わせることとした試験）の実施、日本弁護士連合会公示送達関係　四四
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係　四九
会社その他
会社決算公告　一〇三

府令・省令

○内閣府総務省文部科学省令第四号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年五月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁